

1. 目的

「福利厚生推進法人」ロゴマーク使用規約（以下「本利用規約」という。）は、「福利厚生表彰・認証制度」の福利厚生推進法人に認証又は優良福利厚生法人として、もしくは部門別に表彰された企業等が、「福利厚生推進法人」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークについて

ロゴマークは、別紙に掲げるものとします。なお、ロゴマークは「福利厚生推進法人」のシンボルとして活用するために作成しており、認証年によって、ロゴマークに記載される西暦の表示が変わります。また、福利厚生推進法人のうち、「優良福利厚生法人」として表彰された法人については、ロゴマークに「優良福利厚生法人」としての表示が追加されます。

3. ロゴマークの使用

（1）「福利厚生推進法人」に認証された法人（以下「認証法人」という。）は、ロゴマークを使用して広報活動を展開することができます。認証法人のうち、「優良福利厚生法人」として表彰された法人については、当該「優良福利厚生法人」としての追加の表示と合わせてロゴマークを使用することができます（以下同じ）。ただし、その用途は、従業員、求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し法人情報を紹介する目的に限られ、以下の用途で用いることは出来ません。

ア. 認証法人が提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかのよう
に用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。

イ. 法令や公序良俗に反するもの。

（2）認証法人は、「福利厚生推進法人」に認証された日以降、ロゴマークを無償で使用することができます。

（3）認証法人は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。

（4）認証法人は、福利厚生表彰・認証制度実行委員会による「認証法人」の認証の取消等により、「認証法人」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。

（5）認証法人又は福利厚生表彰・認証制度実行委員会事務局以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することができません。ただし、「福利厚生推進法人」の取組を広く広報することを目的として報道機関等が使用する場合など、福利厚生表彰・認証制度実行委員会事務局の許諾がある場合は、この限りではありません。

4. ロゴマークの使用期限

認証法人は、認証年以降も、当該認証時に付与されたロゴマーク（当該認証年の西暦が表示されたもの）を使用することができます。

5. 規約の改訂

本利用規約は、福利厚生表彰・認証制度実行委員会により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。